

# 川西町パートナーシップ 宣誓制度利用の手引き



川西町

## ～目次～

1 利用対象者 .....	1
2 対象者の要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。） .....	1
3 宣誓の流れ .....	2
4 宣誓に必要な書類 .....	3
5 「宣誓証明書」及び「宣誓証明カード」の再交付・申請事項の変更・返還について ..	5
6 Q & A .....	6
◆パートナーシップ宣誓証明書（証明カード）の提示を要する行政サービス .....	9
◆パートナーシップ宣誓証明書（証明カード）の提示を要しない行政サービス .....	9
◇税・料に関すること◇ .....	9
◇医療に関すること◇ .....	10
◇生活困窮者に関すること◇ .....	10
◇高齢者・障害福祉に関すること◇ .....	10
◇子育て・教育に関すること◇ .....	10

### 川西町パートナーシップ宣誓制度とは

川西町は、「川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例」（令和6年4月1日施行）を制定し、その取組の一環として、川西町パートナーシップ宣誓制度を令和6年4月1日から実施しています。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、互いをそのままのパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、町長が認証する制度です。

なお、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、この取組によりお二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送るお二人の生きづらさや不安を少しでも軽減し、社会的理解が進むように実施するものです。

### お問い合わせ先・予約窓口 川西町役場住民保険課

TEL 0745-44-2611

FAX 0745-44-4780

Email [juminhoken@town.nara-kawanishi.lg.jp](mailto:juminhoken@town.nara-kawanishi.lg.jp)

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

## **1 利用対象者**

一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。

戸籍上同性のカップルに限りません。

## **2 対象者の要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。）**

1. 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が町内に住所を有していること。
  - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること
  - ウ 双方が町内への転入を予定していること。
2. 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係ないこと。
3. 宣誓をしようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう。）でないこと。

### 3 宣誓の流れ

#### 【宣誓日の事前予約】

宣誓に当たっては、希望日時の1週間前までに川西町役場住民保険課まで直接お越しいただくか、電話又はメールでご連絡していただき、宣誓の日時を予約してください。日程の調整と必要書類の確認を行います。

電話番号：0745-44-2611

メール：juminhoken@town.nara-kawanishi.lg.jp



#### 【宣誓当日】

- ① 事前予約をした日時に、必要書類をお持ちのうえ、川西町役場住民保険課の窓口（役場1階）へお二人でお越しください。ご希望に応じて、プライバシーに配慮した個室での対応も可能です。
- ② 町の職員の立ち合いのもと、宣誓書及び確認書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。※書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただことがあります。
- ③ 本人確認及び宣誓内容や要件を確認し、要件を満たしている場合は、「パートナーシップ宣誓証明書」「パートナーシップ宣誓証明カード」をお渡しします。  
原則、即日交付します。場合によっては、後日郵送いたします。  
※ただし、一方又は双方が町内へ転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出いただいたてからの交付となります。



## 4 宣誓に必要な書類

宣誓をするには、本人確認と要件確認のため、以下の書類が必要です。

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）

(2) 住民票の写し（転入予定の場合は、転出証明書、賃貸借契約書の写しなど、

その事実が確認できる書類）

・宣誓日以前3か月以内に発行されたもの

・同一世帯の場合は、1通で可能（世帯主との続柄記載してください）

・本籍地の記載、住民票コード、マイナンバーは省略してください。

(3) 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍謄抄本、独身証明書等）

・宣誓日以前3か月以内に交付されたもの

・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書又は独身証明書とその日本語訳

（海外で同じパートナーと結婚をされている方は、結婚証明書とその日本語訳）

(4) 本人確認書類

・顔写真付きの書類の場合は1点、顔写真なしの場合は2点提示してください。

顔写真付き（例）	顔写真なし（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード</li><li>・運転免許証</li><li>・パスポート</li><li>・在留カード</li><li>・その他官公署が発行した免許証、 許可証等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各健康保険の資格確認書、 介護保険の被保険者証</li><li>・年金手帳、基礎年金番号通知書、 年金証書</li><li>・その他</li></ul>

◆通称名の記載を希望する場合

・日常生活において当該通称名の使用が確認できる書類（通称名が記載された健康保険証や顔写真付きの社員証等2点以上）

## パートナーシップ宣誓証明書 (1組に1枚交付します)

(表)

(裏)

様式第3号（第7条関係）



パートナーシップ宣誓証明書

様

様

川西町パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、

パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 年 月 日

川西町では、すべての町民が人権及び多様性を尊重し、個性をいかして自分らしく生き、幸せの実現を目指して暮らすことができるよう、パートナーシップ宣誓制度を定めています。

この証明書は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたお二人に交付しています。

この制度を利用する方の個人情報やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく公表しないようお願いいたします。

※表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ 戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

川西町長 印

## パートナーシップ宣誓証明カード (宣誓した方それぞれに1枚交付します)



パートナーシップ宣誓証明カード

川西町パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様

様

年 月 日 川西町長 印

川西町では、すべての町民が人権及び多様性を尊重し、個性をいかして自分らしく生き、幸せの実現を目指して暮らすことができるよう、パートナーシップ宣誓制度を定めています。

この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたお二人に交付しています。

この制度を利用する方の個人情報やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく公表しないようお願いします。

※表面が通称名の場合、戸籍上の氏名

戸籍氏名 戸籍氏名

発行 川西町住民保険課

## 5 「宣誓証明書」及び「宣誓証明カード」の再交付・申請事項の変更・返還について

宣誓証明書及び宣誓証明カードの再交付等を申請する場合には、事前に予約の上、申請に必要な書類をお持ちください。事前予約電話番号：0745-44-2611

### (1) 宣誓証明書等の再交付

宣誓証明書等を亡失や破損等により再交付を希望する場合は、再交付申請を受け付け新たな宣誓証明書等を交付します。

### (2) 宣誓事項の変更について

氏名、住所等に変更があった場合、宣誓証明書等の記載事項を変更します。

### (3) 宣誓証明書等の返還について

パートナーシップ関係の解消や、パートナーの双方又は一方が町外へ転出するなど、制度の対象要件を満たさなくなった場合は、宣誓証明書等を返還していただきます。

#### 【申請に必要な書類】

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 再交付     | ・パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）                      |
| (2) 届出事項の変更 | ・パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）<br>・変更があったことを証明できる書類 |
| (3) 返還      | ・パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）                         |



○本人確認書類（3ページ参照）

○交付済みのパートナーシップ宣誓証明書等（紛失の場合除く。）

## **6 Q & A**

**Q1：パートナーシップ制度の目的はなんですか？**

A1： すべての町民が人権及び多様性を尊重し、個性をいかして自分らしく生き、幸せの実現を目指して暮らすことができるよう制度を定めました。性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとして安心して生活でき、生きづらさや不安を少しでも軽減し、性的マイノリティである方々への社会的理解や多様性の尊重を推進するために導入するものです。

**Q2：パートナーシップ制度と婚姻はどう違うのですか？**

A2： 婚姻は法律に基づく制度であり、財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利・義務が発生します。

一方、川西町パートナーシップ宣誓制度は、「川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例」の取組の一環として実施するため、法的な効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

しかし、お二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送りながら、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさや不安を抱えている性的マイノリティの方々への社会的理解が進むことを目指して導入しました。

**Q3：制度を利用するのに費用はかかりますか**

A3： 宣誓証明書等の交付手数料はかかりませんが、宣誓に必要な書類の交付手数料などは自己負担となります。

**Q4：川西町民でないと制度を利用できませんか。**

A4： 一方が町内に住所を有し、かつ他的一方が3か月以内に町内への転入を予定しているか、双方が3か月以内に町内への転入を予定している場合は、宣誓できます。転入予定の場合は、その事実を確認する書類（転出証明書、物件売買契約書や賃貸契約書の写し等）をご提出ください。宣誓証明書等の交付は、川西町に転入後の住民票の写しを提出いただいたてからの交付となります。

**Q5：宣誓証明書等は即日交付されますか？**

A5： 書類等に不備がなく、要件を満たしていると認められる場合は、原則、即日交付します。ただし、時間を要する場合がありますのでご了承ください。

また、一方又は双方が町内への転入予定の場合は、転入後の住民票の写しを提出いただいたてからの交付となります。

**Q6：代理人や郵送での宣誓を行うことはできますか？**

A6： 宣誓者の本人確認とお二人の意思確認をする必要があるため、代理人や郵送ではなく、お二人そろって窓口へお越しください。ただし、宣誓証明書等の再交付、記載事項の変更や返還はお一人でも結構です。

**Q7：宣誓をするときのプライバシーは守られますか？**

A7： 宣誓は事前予約制とし、ご希望であればプライバシーに配慮し個室で行います。担当の町職員のみが立ち合います。また、提出された書類や記載されている個人情報等については、本人の同意なく外部に提供することはありません。

**Q8：通称名を使用できますか？**

A8： 日常的に通称を使用していることが確認できる場合には、宣誓証明書等に通称名を使用することが可能です。その場合には、宣誓証明書等の裏面に戸籍上の名前を記載します。通称名を日常的に使用していることがわかる書類（勤務先・学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、郵便物等2点以上の写し）を提出ください。

**Q9：パートナーシップ宣誓証明書等を提示で、どのようなサービスが受けられますか？**

A9： カードの提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われます。町営住宅の入居申込資格となります。

民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人としての適用等を行っているところもあります。詳しくは、それぞれ該当する企業にお尋ねください。

Q10：他の自治体でパートナーシップ宣誓証明書等を受けていましたが、転入後に引き続きパートナーシップ宣誓証明書等の交付を受ける場合は、どのような手続きをするのですか？

A10：当町のパートナーシップ宣誓対象者の要件と転入前の自治体のパートナーシップ宣誓制度等の要件を確認します。当町の要件を満たしている場合は、来庁された双方の本人確認を行い、パートナーシップ継続申告書及び必要書類（転入前の自治体から交付されたパートナーシップ宣誓証明書等、世帯全員の住民票の写し（世帯主・続柄・筆頭者・本籍地記載））を提出後、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードの交付をします。転入前の自治体のパートナーシップ宣誓制度等の要件確認のため、証明書等の交付までに数日かかる場合があります。

川西町の行政サービスは以下のとおりです。

### ◆パートナーシップ宣誓証明書(証明カード)の提示を要する行政サービス

制度・サービス名	内容	担当課	備考
町営住宅入居申請	申請・入居	まちマネジメント課	
罹災証明書発行	申請	総務課	別世帯の場合は 委任状必要
犯罪被害者等見舞金	申請	住民保険課	

### ◆パートナーシップ宣誓証明書(証明カード)の提示を要しない行政サービス

(※パートナーの方が別世帯の場合は、宣誓証明書等の提示をお願いします。)

#### ◇税・料に関すること◇

制度・サービス名	内容	担当課	備考
国民健康保険税の納付書の (再)交付・納付及び納付相談	(再)交付・納付・ 相談	住民保険課	別世帯の場合は 委任状必要
国民健康保険税納付額の証明 (確定申告や年末調整に使用するもの)	申請		別世帯の場合は 委任状必要
後期高齢者医療保険料の 納付書の(再)交付・納付及び 納付相談	(再)交付・納付・ 相談		別世帯の場合は 委任状必要
後期高齢者医療保険料の 納付額の証明 (確定申告や年末調整に使用するもの)	申請		別世帯の場合は 委任状必要
税関係の納付書の(再)交付及 び納税	(再)交付・納税	税務課	別世帯の場合は 委任状必要
税諸証明交付申請 (固定資産税・軽自動車税含む)	申請		別世帯の場合は 委任状必要
介護保険料の納付書の (再)交付・納付及び納付相談	(再)交付・納付・ 相談	長寿介護課	別世帯の場合は 委任状必要
介護保険料納付額の証明 (確定申告や年末調整に使用するもの)	申請		別世帯の場合は 委任状必要

## ◆パートナーシップ宣誓証明書(証明カード)の提示を要しない行政サービス

(※パートナーの方が別世帯の場合は、宣誓証明書等の提示をお願いします。)

### ◇医療に関すること◇

制度・サービス名	内容	担当課	備考
各種医療費助成申請	申請	住民保険課	別世帯の場合は 委任状必要

### ◇生活困窮者に関すること◇

制度・サービス名	内容	担当課	備考
生活保護	相談・申請	住民保険課	
生活困窮者自立相談支援	相談		

### ◇高齢者・障害福祉に関すること◇

制度・サービス名	内容	担当課	備考
紙おむつ支給	相談・申請	長寿介護課	
要介護認定申請	申請		
介護保険に係る各種申請	申請		
高齢者の相談支援	相談	地域包括支援センター	
障害者手帳	申請	福祉こども課	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
障害福祉に関する相談	相談		

### ◇子育て・教育に関すること◇

制度・サービス名	内容	担当課	備考
保育所・こども園・学童保育所の入所(園) 申込	申込	福祉こども課	
妊娠の届出	届出	保健センター	

★上記に記載した行政サービスは一例です。(その他、必要な手続きについては、ご相談ください。)  
また、制度ごとに所定の要件があります。それぞれの担当課にご確認ください。

川西町パートナーシップ制度利用の手引き（第3版）

令和7年12月発行

お問い合わせ 川西町住民保険課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の1

TEL (0745) 44-2611

FAX (0745) 44-4780

E-mail juminhoken@town.nara-kawanishi.lg.jp